

令和 8 年 8 月 1 4 日
県土整備部道路環境課
0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 4 0

放置車両の移動について（追加）

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、放置車両の移動作業を実施するため下記の区間を追加で指定します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を追加で指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両の移動を行います。

記

指定する区間
東葛飾土木事務所管内（野田市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市）の 県管理道路
君津土木事務所管内（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の 県管理道路

※ 7 事務所管内がすでに指定済み